

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月10日（水）午前9時03分から9時55分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（7名）

| | | | |
|----|-----|----|----|
| 会長 | 10番 | 福士 | 眞規 |
| 委員 | 2番 | 菊地 | 卓朗 |
| | 3番 | 山本 | 久行 |
| | 5番 | 鈴木 | 穣 |
| | 6番 | 福原 | 義明 |
| | 8番 | 田澤 | 隆 |
| | 9番 | 白戸 | 陽平 |

農地利用最適化推進委員（4名）

| | | |
|-------|----|----|
| 担当区域1 | 工藤 | 秀範 |
| 担当区域2 | 岩間 | 孝治 |
| 担当区域5 | 小山 | 清孝 |
| 担当区域6 | 鈴木 | 哲也 |

- 4 欠席委員（5名）

| | | |
|-------|----|----|
| 1番 | 葛原 | 慶仁 |
| 4番 | 中山 | 静子 |
| 7番 | 工藤 | 浩司 |
| 担当区域3 | 鈴木 | 秀樹 |
| 担当区域4 | 白戸 | 卓郎 |

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記指名
第3 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
議案第25号 非農地等証明に係る意見について
報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
議案第26号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明（相続税）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也
事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、8月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。

本日の出席委員数は、農業委員7名、推進委員4名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。議事録署名者の指名を行います。8番の田澤隆委員と9番の白戸陽平委員を指名します。書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第24号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が1件です。

【議案第24号、所有権移転の整理番号20について説明】

3ページの所有権移転の整理番号20については、川部地区の日本フードパッカーから南側約210mに位置する農地であります。

譲受人が平成24年8月から農業委員会を通して借りていた場所であります、今後も果樹の栽培を継続する意思があることから、譲渡人と協議を行い、農地を取得することとなったものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第24号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第24号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第25号、非農地等証明に係る意見についてを議題といたします。

田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領の規定により、別紙のとおり非農地等証明願の提出があったので、意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第25号について、説明いたします。

今月の提出は1件です。

願出人は、弘前市の八木澤誠さんです。

土地の場所は、田舎館地区の東側に隣接しており、面積は2筆で合計1,998m²です。

以上です。

会長 次に、現地調査の結果報告について、5番の鈴木穣委員よりお願ひします。

調査委員（5番 鈴木穣）

8月2日（火）に、私と山本委員、中山委員、事務局の佐藤さんと行ってまいりました。

申請者は、弘前市大字桔梗野1丁目19-9の八木澤誠さんです。

土地の所在は、田舎館村大字田舎館字東田133番3と135番1です。

地目、面積は、・・・（中略）・・・、調査結果としまして、土地の状況については、・・・（中略）・・・という状況であります。

以上です。

会長 それでは、審議に入ります。

議案第25号について、ご意見、質問等ありませんか。

委員（2番 菊地卓朗委員）

非農地等証明願の内容に、固定資産税が雑種地に変更されたとあるが、経緯は。

事務局（佐藤）

八木澤さん本人から税務課に申出があり、税務課が現況調査を行い、雑種地となったものであります。

会長 他にありませんか。

委員（6番 福原義明委員）

税務課で勝手に雑種地としたのか。

事務局（佐藤）

本人からの申出により、税務課が調査し雑種地としている。

会長 暫時、休憩いたします。

（休憩）

会長 休憩を解き、会議を再開いたします。

他にありませんか。

無ければ、この案件については、非農地と判断いたしますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 それでは、議案第25号については、非農地と判断することに決定いたします。

次に、報告第11号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第11号について説明いたします。

【報告第11号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 次に、報告第12号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第12号について説明いたします。

【報告第12号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第12号を終わります。

次に、追加議案がございます。

議案第26号、引き続き特定貸付を行っている旨の証明（相続税）についてを議題といたします。

相続税の納税猶予の特例を受けている別紙の申請者は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等について、同法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っているこ



との承認を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第26号について、説明いたします。

この案件は、相続税の納税猶予の適用を受けた農地について、3年目ごとに、申請者が継続届出書を税務署に提出するにあたり、農地の貸付けや耕作及び管理状況等、農業経営が行われているか、農業委員会が証明するものであります。

対象となる農地は、垂柳地区の北西に隣接する農地16筆と役場から南西約540mに位置する農地であります。

【議案の内容を説明：届出者、借受者、筆情報等】

今回、議案に記載されている農地の貸付けについては、農業委員会で整備している台帳により、賃貸借権設定がされていることを確認しております。

また、現地確認については、農地利用状況調査において調査を行っており、担当委員より調査表が提出されていますので、耕作及び管理状況を報告いたします。

【別紙調査表により説明】

以上の調査結果となりました。

なお、今回の調査内容の中に、対象農地の垂柳字福岡77が休耕、田舎館字前川265が雑草となっておりましたので、「農業経営を行っている農地」の判断について、弘前税務署の担当者に確認を行いました。

基本的には、農地として利用できる状態であれば、休耕や保全管理等も農業経営を行っていると判断して良いとの回答がありました。

以上で説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第26号に対して、意見、質問等ありませんか。

私から確認しても良いですか。

雑草は、いつから刈取りされていないか。

委員（3番 山本久行委員）

春から刈取りしていないと思われる。



会長 他にありませんか。

委員（8番 田澤隆委員）

農地パトロールで、草刈りされていない農地もあるが、それも農業経営しているとなり、草刈り等の指導は必要ない農地となるのか。

事務局（佐藤）

納税猶予に関しては、休耕や保全管理等も農業経営しているものと扱う。農地パトロールについては、草刈りされていない農地も農業経営と見て良いと思うが、隣接する農地や近隣の宅地に支障を及ぼさないように、草刈り等の通知は行い、指導することとなる。

会長 他にありませんか。

委員（ありませんの声）

会長 無いようですので、議案第26号は議案のとおり承認することといたします。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年8月10日

田舎館村農業員会

会長 福士真規

議事録署名者

委員 田澤 隆

委員 白戸 陽平